

2024年度

第20回みやこ祭

第3回 みやこ祭参加準備会議

日時：9月19日（木）13：00～

形態：オンライン（Zoom）

項目

1. みやこ祭参加規約	1
2. 安全局より	7
(1) 装飾について	7
(2) 各種終了時刻について	17
(3) 電気に関する知識・注意事項	18
(4) 清掃ごみ処理について	26
(5) 駐車・駐輪規制について	30
(6) 臨時入構許可証について	33
3. 企画局より	34
4. 渉外局より	35
5. 事務局より	37
6. その他	38

1. みやこ祭参加規約

※「大学祭期間中における違反事項に関する規約」を改変し、参加団体向けに「みやこ祭参加規約」として新たに策定しました。

第1条（趣旨）

この規約は、みやこ祭において来場者に向けた展示等の企画を実施することを目的として参加する団体及び当該団体に所属する個人（以下「参加者」という）が、大学祭実行委員会（以下「実行委員会」という）と協働してみやこ祭の安全かつ円滑な運営を実施するために、遵守する事項を定めるものである。

第2条（規約の対象）

この規約は、すべての参加者を対象とする。また、参加者が参加申請を行った時点で本規約に同意したものとみなす。

第3条（安全意識）

参加者はみやこ祭における企画の実行者として、安全なみやこ祭の開催のための自らの重要性を理解し、機器の適切な使用方法等の安全に関する必要な知識、事前防止策並びに緊急時の適切な対応について習得および実行する責務を有する。

第4条（参加対象）

次の各号に掲げる条件のいずれかを満たす団体及び個人をみやこ祭への参加対象とする。

- （1）東京都立大学南大沢キャンパス大学祭運営会構成員及びそれを含む団体
- （2）実行委員会が本部企画として参加を依頼又は募集する団体及び個人

第5条（参加手続き）

参加申請は、実行委員会所定の手続きにより行うものとする。なお、みやこ祭への参加についての最終決定は実行委員会が行う。

第6条（参加形態）

みやこ祭への参加は本部企画参加、屋内企画参加、模擬店企画参加及び特別企画参加のいずれかとする。参加形態については次の各号に定めるところによる。

- （1）本部企画参加 実行委員会が行う企画での参加
- （2）屋内企画参加 教室等の屋内で行う企画での参加
- （3）模擬店企画参加 屋外で行う模擬店企画での参加
- （4）特別企画参加 上記参加形態のいずれにも該当しない形態での参加

第7条（各参加団体向けマニュアル及び参加者マニュアルの遵守）

参加者は、具体的な参加手続き及び詳細な注意事項について、実行委員会が作成する各参加団体向けマニュアル及び参加形態ごとの当日マニュアルを遵守する。それぞれの内容については次の各号に定める。

- （1）各参加団体向けマニュアル 参加申請からみやこ祭当日までの段階的な手続きを体系的にまとめたもの
- （2）当日マニュアル みやこ祭当日のあらゆる注意事項をまとめたもの
- （3）緊急時マニュアル みやこ祭当日に事故・災害等の緊急事態が発生した際の対応策についてまとめたもの

第8条（複数参加）

同一団体及び個人は、各企画の責任者を除き、複数の参加形態で参加することができる。なお、本規約は、同一団体が複数の参加形態において異なる企画を行う場合、企画ごとに適用される。

第9条（参加資格の否認）

次の各号のいずれかに該当する場合、参加資格を認めない。実行委員会は、参加資格を否認した場合、否認団体及び否認理由等を大学祭総会等（以下、総会等。）にて公表する。

- （1）特定の思想、宗教団体又は政治団体に過剰に偏向する団体及び個人
- （2）参加資格が停止されている団体及び個人
- （3）その他実行委員会が参加者として不適当であると判断した団体及び個人

第10条（参加の取りやめ）

1. 参加者は、参加申請後にみやこ祭への参加を取りやめることができる。ただし、参加の取りやめを取り消すことはできない。
2. 参加を取りやめた場合、参加費の返還は行わない。ただし、参加費の納入前に参加を取りやめた場合はこの限りでない。
3. 参加を取りやめた場合、供託金及び補償金はその全額を返還される。
4. 参加を取りやめた場合、清掃等のみやこ祭における当該団体の業務については継続してその義務を負う。
5. 前項について、代理団体を立てることができる。ただし、代理の依頼は当該団体が行い、また代理団体を立てる場合は実行委員会に連絡しなければならない。

第11条（参加費）

参加者は、実行委員会に対し、参加形態、参加日数及び参加企画等に応じた参加費を支払う。右費用の金額、内訳及び支払い方法等は、事務手続きの手引き又は参加団体運営マニュアルに記載する。

第12条（供託金制度）

1. 参加者は次の各号の当てはまる供託金を実行委員会に預ける。供託金とは参加者において、損害が発生しないことを保証し、第21条に定める違反事項に該当した場合に徴収される預かり金のことである。
 - (1) 金銭のやりとり、物々交換及び募金（以下、「営利」という。）を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
 - (2) 営利を目的とせず、上記（1）に該当しない参加団体は、5,000円とする。
 - (3) 営利を目的とし、上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体及びクラス・ゼミ・研究室単位での参加団体は10,000円とする。
 - (4) 営利を目的とし、上記（3）に該当しない参加団体は、20,000円とする。
2. 実行委員会は、供託金を徴収しない場合、供託金返還期間にその全額を返還する。ただし、返還期日を過ぎた場合はこの限りでない。
3. 実行委員会は、供託金を徴収した場合、総会等において被徴収者及び徴収理由を公表する。

第13条（補償金制度）

1. 参加者は一律に補償金を実行委員会に預ける。補償金とは、大学祭期間中に大学施設において当事者不明の汚損及び破損があった場合、参加者全体にその責任を分担させるものである。
2. 補償金額は、一律5,000円とする。ただし、修繕にかかる費用が徴収金額を超える場合、追加徴収を行う。
3. 実行委員会は、補償金を使用しない又は一部使用する場合、補償金返還期間にその全額又は残額を返還する。ただし、返還期日を過ぎた場合はこの限りでない。
4. 実行委員会は、補償金を使用した場合、総会等において使用理由及び使用金額を公表する。

第14条（会議）

1. 実行委員会は、みやこ祭の開催に伴って次の会議を設置する。
 - (1) 参加準備会議 すべての参加団体対象。
 - (2) 責任者会議 すべての参加者対象
 - (3) 部屋割り会議 屋内参加者対象。
 - (4) 模擬店設置会議 模擬店参加者対象。
 - (5) タイムテーブル会議 特別参加者対象。
 - (6) 全体準備会議 すべての参加者対象。
 - (7) 全体後片付け会議 すべての参加者対象。
 - (8) 報告会議 すべての参加者対象。
 - (9) その他実行委員会主催の会議。
2. 実行委員会は各会議の1週間前までに、対象の参加者に連絡をする。
3. 参加者は対象となっている各会議に参加しなかった場合、みやこ祭への参加を認めない。

第15条（責任者の選出）

参加者は出店ごとに代表者一名及び副代表者一名を選出し、さらに火気を使用する場合は火気取扱責任者二名を選出する。各責任者については次の各号に掲げる。

- （１）代表者 団体の最高責任者として、企画の運営及び統括を行う。責任者会議に参加する。
- （２）副代表者 代表者を補佐し企画を運営する。責任者会議に参加する。
- （３）火気取扱責任者 火気取扱いの監督をする。消防講習及び火気取扱講習に参加する。

第16条（時間）

みやこ祭期間中の時間規定について次の各号に定める。

- （１）企画実施時間 11時から19時まで。ただし、企画開始に際して、実行委員のチェックを要する団体は、チェックが終了し次第企画を開始すること。
- （２）準備開始時刻 10時。右時間以前に準備を行ってはならない。
- （３）完全退構時刻 20時30分。右時間以降は構内に残ってはならない。
- （４）音出し可能時間 10時から19時まで。音出しとは、企画のために音を発することであり、また音出しの上限音量は90dBとする。

第17条（実行委員会との協働）

1. 参加者は、実行委員会から注意を受けた場合、速やかにその指示に従う。
2. 参加者は、企画の実行中に何らかのトラブルが発生した場合、速やかに実行委員会に連絡する。
3. 参加者は、担当者等の団体情報に変更がある場合、速やかに実行委員会に連絡する。

第18条（ゴミの分別）

1. 参加者は、みやこ祭期間中のごみ処理に際しては、必ず分別を行う。分別が不十分であると実行委員会が判断した場合、参加者は再分別を行う。
2. 参加者は、みやこ祭期間において団体自身の用意するごみ箱又はごみ袋にごみを捨てる。
3. 参加者は、みやこ祭期間において大学施設のごみ箱及び大学祭実行委員の用意する仮設ごみ箱を利用してはならない。

第19条（車両の入構）

1. 準備及び後片付けのための車両入構は、実行委員会に許可された車両に限る。
2. 車両の入構に際して、実行委員会が許可していない駐車場及び駐輪場を利用してはならない。

第20条（緊急時対応）

参加者は、火災等の緊急事態が発生した場合、速やかに実行委員会に連絡する。また、その後の対応及びみやこ祭の続行の判断等は実行委員会の指示に従う。

第21条（違反事項）

大学祭期間中における違反事項は次の通りとする。

- （1） 正当な理由なく、本規約又は実行委員会の作成するマニュアルに反する行為。
- （2） 国及び東京都の定める法令並びに社会規範一般及び公序良俗に反する行為。
- （3） 飲酒行為、酒類を持ち込む行為又は飲酒後に大学祭に参加する行為。
- （4） 喫煙所以外での喫煙。
- （5） 模擬店テント内以外での火気の使用。
- （6） 大学施設を汚損及び破損させる行為。
- （7） 許可されていない車両の入構。
- （8） 危険物の持ち込み。
- （9） 申請外の設備又は食品を持ち込み、又はそれを使用する行為。
- （10） 不適切な衛生管理。
- （11） 清掃及びごみ箱管理の担当を放棄する行為。
- （12） 正当な理由なく、実行委員会の注意に従わない行為。
- （13） 実行委員会の運営又は他団体の営業を妨害する行為。
- （14） 実行委員会の定める完全退構時刻以降に構内に残っており、かつ実行委員会の注意に応じず退構しない行為。ただし、実行委員会に届け出を行い、許可された場合は除く。
- （15） その他実行委員会がみやこ祭の運営上問題であると認める行為。

第22条（処分）

実行委員会が前条の違反事項に該当すると判断した場合、実行委員会の裁量により違反の度合いに応じて当該団体に対して以下のいずれか、又はその複数の処分を科すものとする。また、違反団体、違反事項及び処分内容については総会等にて公表される。

- （1） 違反物を没収又は廃棄する。
- （2） 一定時間の営業を停止する。
- （3） 今年度、大学祭への参加資格を停止する。
- （4） 供託金を没収する。
- （5） 来年度以降、一定期間大学祭への参加資格を停止する。

第23条（免責事項）

1. みやこ祭における各企画及び出店は、参加者の責任において行うものとする。
2. 実行委員会は、参加者が企画を実施する際に発生する損害及び不利益に対して一切責任を負わない。
3. 参加者が実行委員会より有償又は無償で貸与される物品は、その貸与期間内において参加者の責任で管理しなければならない。参加者は、貸与された物品に不具合が生じたことを発見した場合、遅滞なく実行委員会に報告しなければならない。
4. 自然災害又は人的災害等のやむを得ない事情が発生し、実行委員会が、みやこ祭又は特定の企画の開催又は続行が困難又は不適當であると判断した場合、みやこ祭又は特定の企画を中止又は中断する。
5. 前項よりみやこ祭を中止又は中断した場合、逸失利益の補填は行わない。また、参加費の返還は行わない。

第24条（弁償）

参加者は、来場者、他の参加者、実行委員会又はその他第三者に対して損害を与えた場合、若しくは大学施設を汚損又は破損した場合、当該被害者に対して補償しなければならない。

第25条（個人情報の取扱い）

実行委員会は参加者の個人情報について、参加者の把握及び参加者への連絡のために利用し、上記の利用目的以外での使用及び第三者への提供は行わない。

第26条（規約の変更）

実行委員会は、参加者の了承を得ることなく、本規約を変更することがある。変更後の規約は、メールにて告知され、その時点から効力が生じるものとする。

第27条（規約の失効）

本規約は、みやこ祭終了後、参加者への補償金返還期間最終日をもって失効する。

2. 安全局より

(1) 装飾について

大学祭期間中の汚損・破損を防ぐため、装飾を行う際には以下の注意事項を守ってください。また提出していただいた各装飾案・火気配置案・電化製品配置案から大きく変更がある場合、下記記載の期間にて再提出してください。変更がない場合は提出する必要はございません。また現在安全局より装飾案・火気配置案・電化製品配置案の修正を求められている団体に関しましては、大学祭実行委員会からの変更を求められている以外にも大きく変更がある場合は本会議にて配布する各種再提出用の記入書に大学祭実行委員会からの要求を含め記入してください。大きな変更がない場合は以前ご提出いただいた記入書に大学祭実行委員会から求められている修正のみをご記入ください。

〈模擬店装飾〉

【注意事項】

- ・使用できる接着剤は養生テープのみとする。
- ・テントを汚すと考えられる行為（染料のついた筆等を振り回す行為等）を禁止する。
- ・団体が（特に大学祭実行委員会から）貸し出しを受けたものを汚損・破損するような装飾を禁止する。
- ・人に危害を加えるような装飾をしてはならない。
- ・テント外（特に路上）を汚すような装飾をしてはならない。
- ・大学祭実行委員会で準備した模擬店用スペース（特に下に敷かれたビニールシート）を大学祭実行委員会に許可なく拡張をしない。

〈テント下〉

範囲：装飾はビニールシートの範囲内で行い、通行の妨げにならないようにする。

看板：テントの天幕の下の高さを超えないものを倒れないようにビニールひもで骨組みに固定する。

〈テント天幕〉

天幕への接着：テント天幕に直接接着することは禁止とする。

設置方法：設置方法は以下の（１）、（２）のいずれかとする。

- （１）画用紙やビニールなどのテント天幕を覆うことのできるようなもので天幕全体を覆い、その上にはみ出さないように装飾する。覆う際は、養生テープかビニールひもで接続部分以外の四方に固定をする。ビニールひもを使う場合は天幕の全体を覆わなくてもよい。
- （２）装飾の四方をビニールひもで骨組みに固定する。

留意点：天幕の上に重い物を置かない。

テントの天幕に直接装飾することは禁止とする。

ビニールひもを使う場合は、最低２か所またはそれ以上を骨組みに固定する。

※下図（p9）のテント天幕図参照

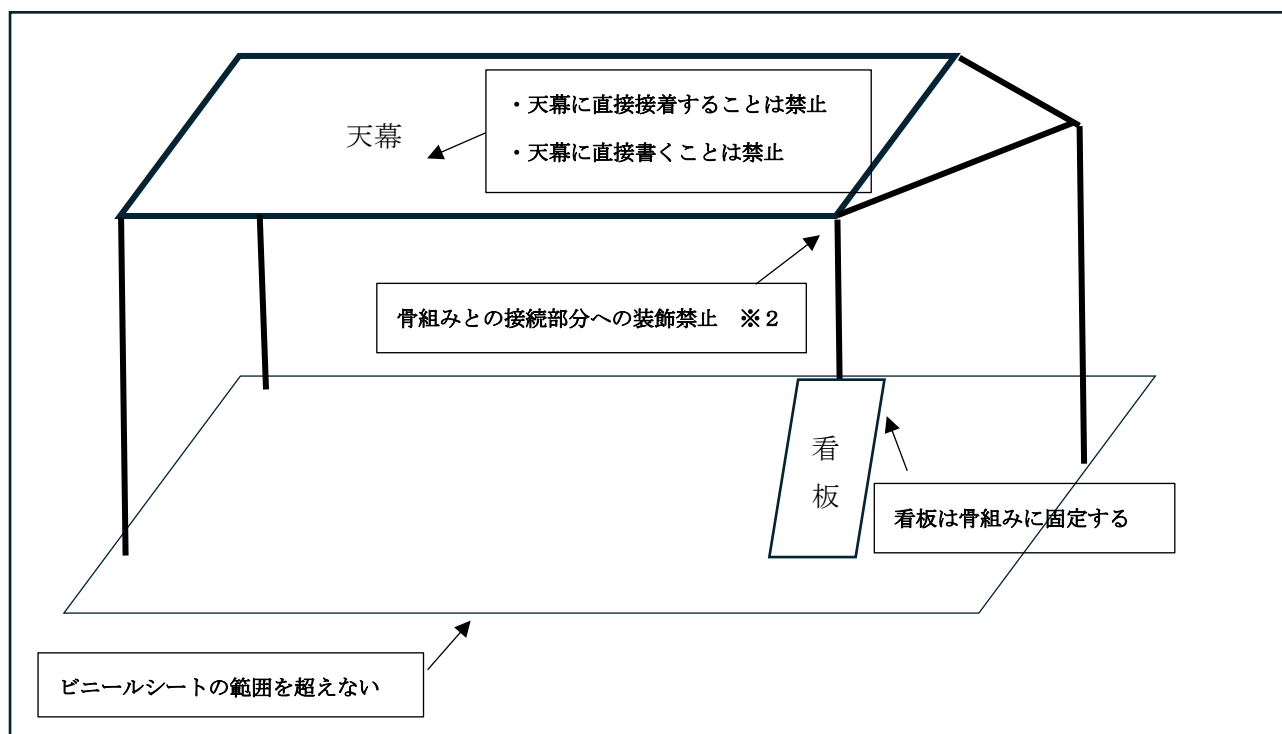
〈テント骨組み〉

接着：骨組みとの接続部分への装飾は禁止とする。

それ以外の部分への装飾は養生テープかビニールひもを使用する。

留意点：装飾の際ははがれないように最低でも2か所以上を固定する。

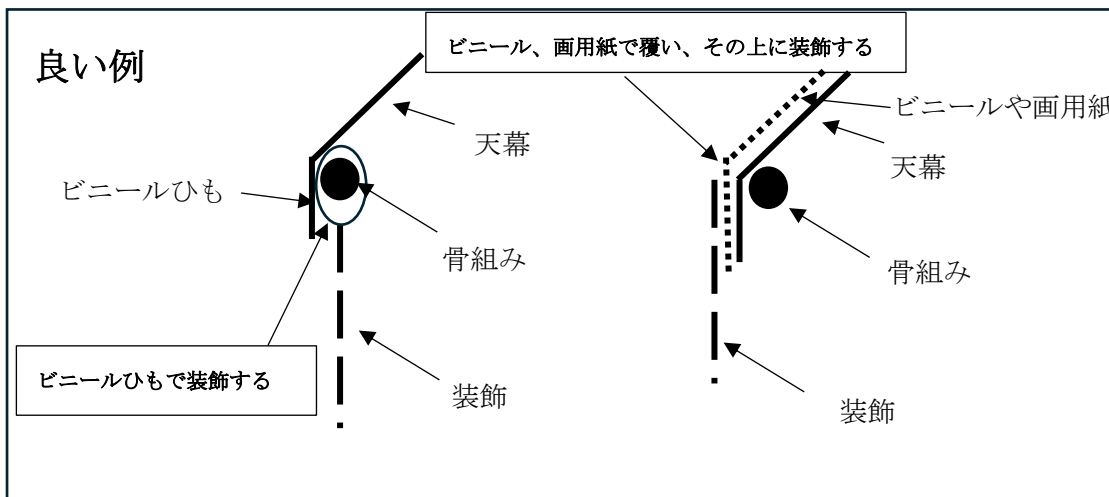
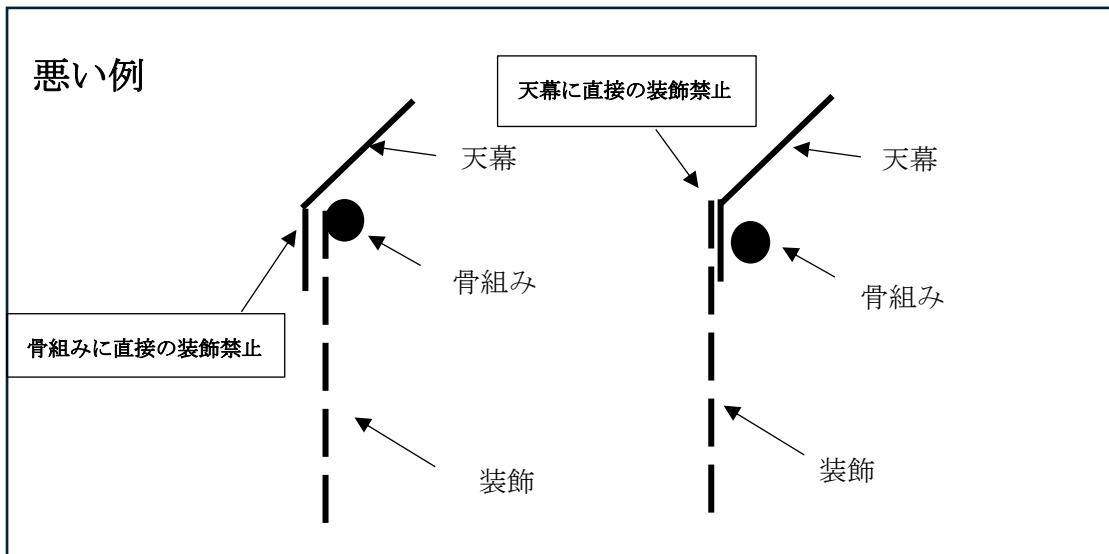
〈テント全体図〉



※1 詳しい注意点は各テント部位の注意事項を確認してください。

※2 骨組みとの接続部分は上図では例として一箇所を指し示していますが、実際は複数箇所存在します。

〈テント天幕図〉



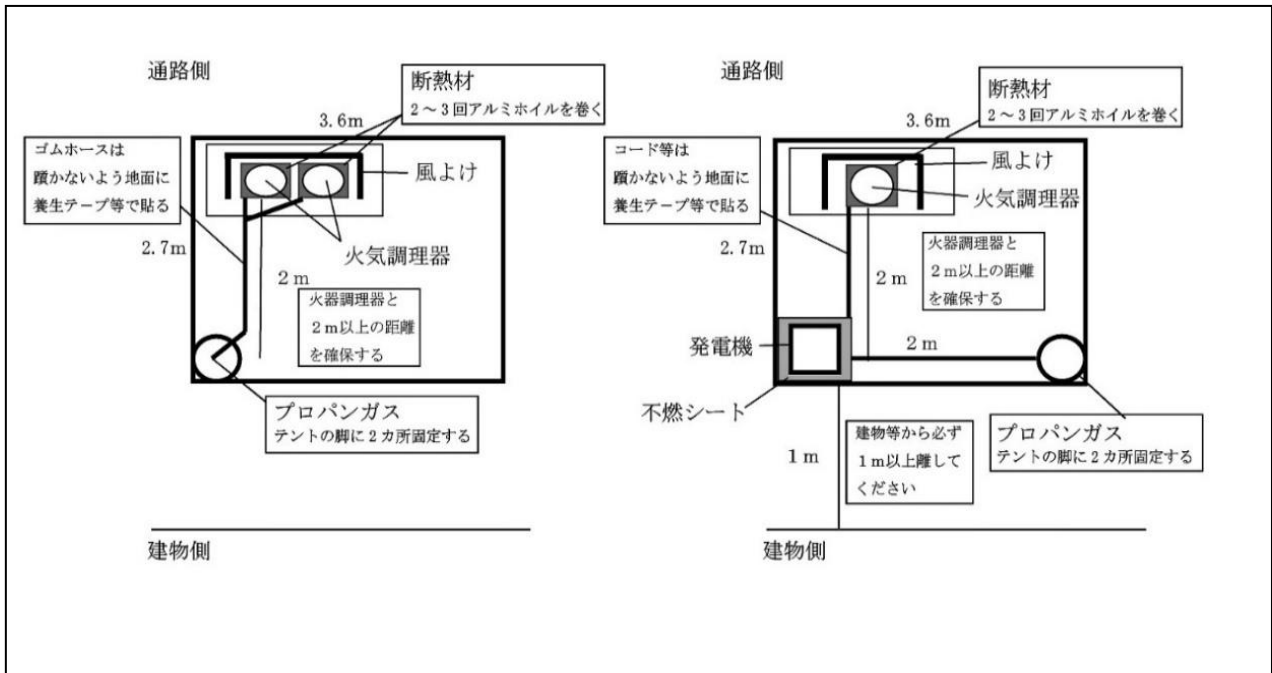
〈その他〉

- ・大学祭実行委員会が明らかに通行の妨げになっていると判断をした場合には、その注意に従いすぐに邪魔にならないようにテント内に入れる。
- ・公序良俗に反する装飾およびその他の設置物は禁止とする。
- ・大学祭実行委員会が簡単に落下する、触れたら怪我をする等危険だと判断する装飾およびその他の設置物は禁止とする。
- ・事前に提出した装飾案から著しく逸脱するものは禁止とする。装飾案と異なる場合、装飾を外していただくことがあります。
- ・メニュー表や看板は、引火して火災の原因となる可能性があり大変危険であるため、火気から15cm以上離して掲示するようにする。

【火気配置案についての注意事項】

火気使用時の配置例（発電機なし）

火気使用時の配置例（発電機あり）



- ・ 火気同士（ガスコンロ、プロパンガスボンベ、発電機等）は必ず2m以上は離してください。
- ・ 火気の周囲15cm およびその下部、上部1mには装飾等の燃えやすいものは置かないでください。
- ・ アルミ製の風よけを3面以上に設置してください。段ボールにアルミホイルを巻いたものは使用禁止とします。
- ・ 机の上に火気を置く場合、火気の下にはアルミホイルを2重～3重に巻いた状態の断熱材を敷いてください。（断熱材は大学祭実行委員会で用意しますが、アルミホイルは各団体で用意してください。）
- ・ 火気を床に置いて使用する場合は、不燃シートを敷いてください。（不燃シートは大学祭実行委員会で用意します。）
- ・ 火器やプロパンガスボンベ、発電機をつなぐゴムホースは、躓かないよう地面に養生テープ等で固定してください。
- ・ プロパンガスボンベは、テントの脚に2か所固定してください。
- ・ 発電機を使用する場合は、換気を常に行えるようにするため背後の建物等から1m以上離してください。
- ・ 消火器は大学祭実行委員会からABC粉末消火器を配布します。テント内外からすぐ手が届く位置（通路に面したテントの脚付近等）に設置してください。設置の際は、消火器をスズランテープ等でテントの脚に1箇所括り付けて固定してください。

〈屋内装飾〉

【共通の注意事項】

- ・ 教室内および教室外の備品（壁、床等）を破壊しないでください。
- ・ 教室内および教室外の備品（壁、床等）を汚損・破損のないように努め、万が一汚した場合必ずその汚れを払拭してください。
- ・ 装飾を貼り付ける際は、養生テープまたはマスキングテープ（12号館はマスキングテープのみ）を使用してください。

〈教室内〉

箇所	装飾	特記事項
床	可	床に直接描くことを禁止する。貼ることは許可する。
壁	可	壁に直接描くことを禁止する。貼ることは許可する。
黒板	可	学校のチョーク以外の使用 を禁止する。
扉	可	必ずどちらのドアも通行できるようにする。
天井	不可	
窓	可	跡が残らないよう 窓枠のみ 装飾を許可する。

〈教室外〉

教室の入口から出口までの範囲の教室かつ教室から1m離れた部分までとする。

箇所	装飾	特記事項
壁	可	壁に直接描くことを禁止する。貼ることは許可する。 掲示物を隠すような装飾は禁止する。
扉	可	必ずどちらのドアも通行できるようにする。
天井	不可	
上記以外	可	適宜大学祭実行委員会に申請を行うこと。

【1号館】

〈教室外の物品設置〉

物	設置	特記事項
看板	可	60cm×90cmまでの大きさの看板を使用する。 自立する場合、2kgほどの重り(ペットボトル等)をつける。 自立しない場合、ビニールひもで椅子などに固定する。
机	可	2個まで設置可能。
椅子	可	4個まで設置可能。

【7号館】

〈教室外の物品設置〉

物	設置	特記事項
看板	可	大きさは60cm×90cmまで。自立する場合、1cmほどの重り(ペットボトル等)をつける。自立しない場合、ビニール紐で最低2か所椅子に固定する。(ビニール紐は養生テープで固定する。)
机	可	2個まで設置可能。
椅子	可	2個まで設置可能。

※スタジオの前は通路が広いので、1号館と同様の装飾を可能とする。

【その他全体】

- ・明らかに通行の妨げになっていると大学祭実行委員会が判断した場合、邪魔にならないように教室内や壁際への移動等を行うよう注意します。その指示に速やかに従い、必要な措置を講じてください。
- ・公序良俗に反するものは禁止します。
- ・大学祭実行委員会が簡単に落下する、触れたら怪我をする等、危険だと判断するものは禁止します。
- ・事前に提出した装飾案から著しく逸脱するものは禁止とします。
- ・装飾案と異なる場合、装飾を外していただくことがあります。

【電化製品配置案】

〈記入内容〉

- ・ 屋内で使用する電化製品を名称とともにすべて、教室の設置予定場所に記載して下さい。
- ・ 配置図をもとに電化製品と直接、接続するコンセントを線で繋ぎ、どのコンセントに接続しているかわかるように記載してください。
- ・ 電化製品を延長ケーブル、テーブルタップ、およびコードリール等を経由してコンセントに接続する場合、電化製品と接続するコンセントを線で結び、その線に経由する製品の名称（延長ケーブルなど）を記載してください。

〈記入時の注意〉

- ・ 使用する電化製品はすべて記載してください。
- ・ 教室の上限電力を超えないようにしてください。
- ・ 延長ケーブル、テーブルタップ、コードリールは束ねたり、巻いたりしないようにできるだけ伸ばせるような配置にしてください。
- ・ 来場者が躓かない、また机や椅子の下敷きにならないようにケーブル等は極力端によせて邪魔にならないようにしてください。
- ・ 配置案をもとに大学祭当日の巡回時にチェックを行うため、本番と同じ配置案を記載してください。
- ・ 配置案に記載していない電化製品を使用した場合、没収、営業の停止の措置を行う場合があります。

〈特別参加装飾〉

【注意事項】

- ・使用できる接着剤は、養生テープとマスキングテープのみとします。
- ・その場にいる人（使用団体・観客等）に迷惑・危害を加えるものを禁止します。
- ・他の団体に迷惑をかける程、片付け・設置に時間のかかるものであってはいけません。
- ・使用過程で汚損・破損が発生すると大学祭実行委員会が判断したものは禁止します。
- ・危険な高所の作業を必要とする装飾を禁止します。
- ・その他大学祭実行委員会が危険であると判断したものは禁止します。

【イベントステージ装飾の注意】

- ・装飾はステージ上に限ります。ただし、看板の設置はステージ下と限ります。
- ・イベントステージ下のスペースを使う場合は大学祭実行委員会との相談の上、認められた場合のみとします。
- ・看板を立てる場合は60cm×90cmまでの大きさとし、自立するもののみとします。
- ・イベントボードへの装飾はイベントボードの塗料がはがれるため禁止します。
- ・火気の使用はできません。

【AV棟装飾の注意】

- ・教室内および教室外の備品（壁、床等）を破壊しないでください。
- ・教室内および教室外の備品（壁、床等）を汚損・破損のないように努め、万が一汚した場合必ずその汚れを払拭してください。
- ・装飾を貼り付ける際は、養生テープまたはマスキングテープを使用してください。

〈教室内〉

箇所	装飾	特記事項
床	可	床に直接描くことを禁止する。貼ることは許可する。
壁	可	壁に直接描くことを禁止する。貼ることは許可する。
黒板	可	<u>学校のチョーク以外</u> の使用を禁止する。
扉	可	必ずどちらのドアも通行できるようにする。
天井	不可	
窓	可	跡が残らないよう <u>窓枠のみ</u> 装飾を許可する。

〈教室外〉

教室の入口から出口までの範囲の教室かつ教室から1 m離れた部分までとする。

箇所	装飾	特記事項
壁	可	壁に直接描くことを禁止する。貼ることは許可する。 掲示物を隠すような装飾は禁止する。
扉	可	必ずどちらのドアも通行できるようにする。
天井	不可	
上記以外	可	適宜大学祭実行委員会に申請を行うこと。

〈教室外の物品設置〉

物	設置	特記事項
看板	可	60 cm×90 cm までの大きさの看板を使用する。 自立する場合、2 kg ほどの重り(ペットボトル等)をつける。 自立しない場合、ビニールひもで椅子などに固定する。
机	可	2 個まで設置可能。
椅子	可	4 個まで設置可能。

【その他全体】

- ・明らかに通行の妨げになっていると大学祭実行委員会が判断した場合、邪魔にならないように教室内や壁際への移動等を行うよう注意します。その指示に速やかに従い、必要な措置を講じてください。
- ・AV 棟に設置されている機器には接触しないようにしてください。
- ・公序良俗に反するものは禁止します。
- ・大学祭実行委員会が簡単に落下する、触れたら怪我をする等、危険だと判断するものは禁止します。
- ・事前に提出した装飾案から著しく逸脱するものは禁止とする。
- ・装飾案と異なる場合、装飾を外していただくことがあります。

【装飾案記入内容】

【装飾案・火気配置案・電化製品配置案提出の手順】

※再申請を希望する団体のみ対象です。

1. 申請書に必要事項を記入する

- *使用する申請書は本会議で配布する『装飾・火気配置案再申請書』、『屋内装飾案・電化製品配置案再申請書』、『特別参加装飾案再申請書』です。
- *団体名、代表者氏名、および装飾の接着方法や装飾に使うものをすべて明記し、使用場所別の記入に注意して、提出してください。
- *装飾の詳細がわかるように図示し、各団体で控えを取ってください。
- *記入する際は、各参加形態の会議にて配布した記入例を参照してください。ただし特別参加装飾案申請書の記入例は配布しておりません。



2. 大学祭実行委員会に申請書を提出する

受付期間：9月19日（木）本会議終了後～9月24日（火）23：59

提出方法：下記のメールアドレスにお送りください

メールアドレス：mepo.anzen20th@gmail.com



(右のQRコードから読み取れます。)

※万が一、装飾案に記載していない装飾を行っているのを発見した場合、取り外していただく可能性があります。装飾案には細かい装飾も記載するようお願いします。

【申請に関する注意事項】

- ・対面での申請はできません。
- ・提出していただいた装飾案は大学祭実行委員会内で検討し、問題があると判断した場合には該当団体の代表者にメールでご連絡いたします。
- ・変更後の装飾案に問題がある場合、装飾案が認められない可能性があります。必ず上記の受付期間9月19日（木）～9月24日（火）に詳細な装飾案を提出してください。

ご不明な点等がございましたら、件名と本文に団体名、代表者名、連絡先を記載したうえで下記のメールアドレスまでご連絡ください。

メールアドレス：mepo.anzen20th@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます。)



(2) 各種終了時刻について

今年度の各種終了時刻および適用期間は以下の通りです。

【企画・音出し終了時刻 19:00】

模擬店→企画・音出しを終了し、テントをたたみ始める

その他→企画・音出しを終了し、教室内の片付けを開始する

【行事終了時刻 20:00】

模擬店→テントをたたみ終え、すべての企画を終了する

その他→教室内の片付けを終え施錠を行う。

【完全退構時刻 20:30】

構内から完全に退構する

これ以降翌朝7:00までの入構を禁止する

※適用期間：11月1日（金）～11月4日（月・振休）

※後片付け日は後片付けが終わり次第、退構してください

参加団体の皆さまには安全な大学祭運営のために各種終了時刻を徹底していただくよう、ご理解・ご協力のほど、よろしく申し上げます。また、**夜間の再入構は禁止**ですので、忘れ物が無いように注意してください。

(3) 電気に関する知識・注意事項

〈電気に関する基礎的知識〉

- ・回路（電気の供給先）毎に1つのブレーカーが設置され、ブレーカーを通過する電流が契約電流（20A）を越えると、安全のため電気の供給を遮断する。
 - ・教室用の回路のブレーカーの契約電流は通常20Aなので、1つの回路全体で使える電力は $20 \text{ (A)} \times 100 \text{ (V)} = 2000 \text{ W}$ が最大。
 - ・コンセント1箇所の最大電力は1500W。ただし、差し口が2つある場合はそれらに接続した機器の消費電力の合計の上限が1500Wである。
 - ・消費電力は電気製品を使用する際の実際の電力消費量であることに對し、定格消費電力はその製品の最大電力消費量を表す。
- ※ブレーカーを落とさないために、教室内の使用電気機器の定格電力の合計が設定された消費電力上限を越えないようにする必要がある。

(1) 電気製品および電力使用について同時に使用できる電流の上限

事前に申請した使用量および1部屋で使用可能な電力を超える電力を使用しない。もし超えた場合は、その企画の中断もしくは営業の停止の措置をとる。**教室外から延長コードによる電力供給を禁止**し、教室内の企画は教室内のコンセントのみの使用に限る。ただし、教室内で使える電力は下記に従い、上限を設ける。

I. 上限を考えるうえでの前提の条件

- ・教室の総電力（W）は配線ごとの電力の合計である。
例）配線数2回路 その教室内のみの配線の場合 $2000 \text{ W} \times 2 \text{ 回路} = 4000 \text{ W}$
- ・複数の教室で配線を共有している場合、基本配線1回路あたりの電力2000Wを共有している教室の数だけ等分する。

II. 教室の上限電力の制限の仕方

教室の上限電力とはその教室内の1回路の配線で使用を許可する電力の合計である。

ブレーカーを選定する基準として安全率というものがある。使用する電気機器の負荷電流の合計にこの安全率をかけた電流に耐えうるブレーカーを本来選択する。例えばパソコン5A、安全率1.25の場合 $5 \text{ A} \times 1.25 = 6.25 \text{ A}$ よってブレーカーは最低でも6.25Aの規格のものを選ぶ。

配線1回路の上限の電流は20Aであり、一般的に安全率は1.25～1.3程度である。安全率を1.3として、ブレーカーの選定の考えから逆算して電流を制限すると、

$$20 \div 1.3 = 15.3 \text{ A} \approx 15 \text{ A}$$

よって教室の上限電力は1500Wとなり、**最終的に最大電力に0.75倍した電力を上限電力として設ける。**

(2) 電力使用上の注意事項

I. トラッキング現象の注意事項

・プラグにほこりをためない。

トラッキング現象の原因はチリやホコリであるため、定期的にコンセントから電源プラグを抜いて、乾いた布や雑巾などでチリやホコリを取り除く。電源プラグを差し込んだままチリやホコリを取り除くと、感電など危険な場合があるため、必ず電源プラグを抜く。

・使わない電化製品はコンセントから外す。

II. 接続不良によるその部分の発熱および発火の注意事項

・コンセントを適切に接続する(差し込む)。

・プラグが変形および劣化したものは使用しない。

・挿し込みが緩いコンセントやテーブルタップがないか確認し、あれば交換する。

・機器類の接続端子のねじが適正に締まっているか、錆びたり汚れが付着したりしていないか等を定期的に確認する。

・コードとコードをつなぐ場合、素人工事による接続を行わない。

III. コードの破損による事象の注意事項

以下のような、コードに負荷をかける行為を避け、コードを丁寧に扱う。

・電気コードを圧迫する。

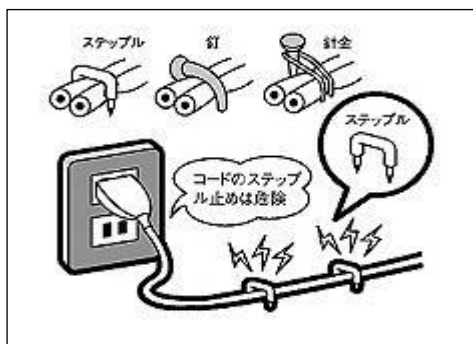
・電気コードを引っ張って器具に巻きつける。

・プラグを持たずに電気コードを引く。

・コードを机や椅子等の家具の下敷きにしない。

・コードをステップル(*)等のコードを傷める方法で固定しない。

*ステップル(右図参照)…壁や地面等に打ち付けてコードを固定する、釘状の部品。コードが圧迫され、断線につながる恐れがあるため、使用しないこと。(コードを床に固定する場合は、養生テープを用いること。)



・コードが古くなっているものは使用せず、交換する。

・コードがむき出しになってしまっている箇所を絶縁シートやビニールテープ等で覆い、絶縁する。

IV. 漏電の注意事項

- ・ アースを設置する。(漏電が発生した時に電流を大地に逃がし、感電や火災のリスクを軽減するため)
- ・ 濡れた手で電化製品やコード・プラグに触らない。
- ・ コードを 複雑に折り曲げたり、束ねたりしない。

V. たこ足配線の注意事項

- ・ 定格電流を上回らないようにする。
- ・ 上記の トラッキング現象の注意事項に注意する。(たこ足配線はトラッキング現象が起りやすいため)
- ・ コードを束ねたり、巻いたりしない。
- ・ 劣化しているコードは使用しない。

VI. コードによる転倒の注意事項

- ・ コードを養生テープ等で覆う。

VII. その他注意事項

- ・ 大学祭実行委員会から 提示された容量以上の電力を、教室内で使用しない。
容量超過が原因で停電を発生させた屋内参加団体はもし超えた場合は、その企画の中断もしくは営業の停止の措置をとる。

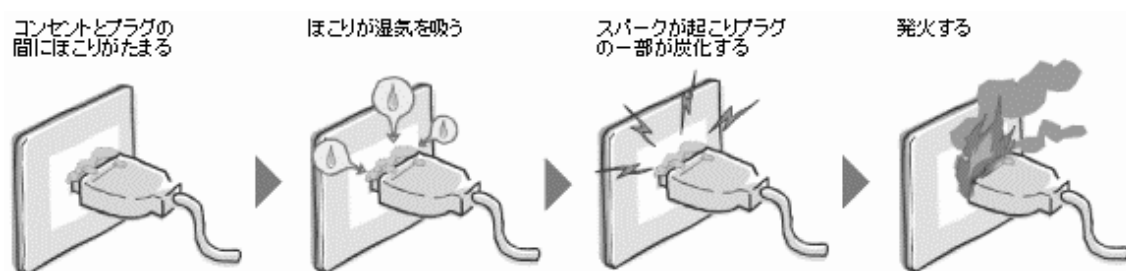
(3) 電力使用の事故事例

I. トラッキング現象

〈メカニズム (出火原因)〉

- ① コンセント口にチリやホコリなどがたまる
- ② チリやホコリが空気中の水分を吸収する
- ③ 電極間に微小の電流が流れはじめる
- ④ 電流が流れることで熱が発生し、チリやホコリの表面が部分的に乾燥する
- ⑤ 局所的に微小な放電が発生し、放電点が炭化する

この過程(①～⑤)が繰り返され、炭化が進行すると、炭化導電路(トラック)という電気が通る道が形成されることになるため、電極間がショートすることにより、発熱・発火する。



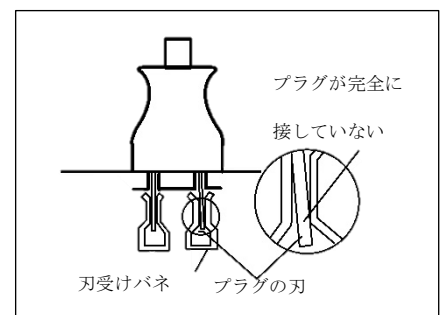
〈現象が起こりやすい条件〉

トラッキング現象は、上述のチリやホコリ、湿気が多い場所で発生する。起こりやすい場所は以下の通り。

- ・ 頻繁に電源プラグの抜き差しをせず、かつチリやホコリが溜まりやすい場所にあるコンセント
例) 冷蔵庫・テレビ・電子レンジなどの家電製品の裏側、たんすの裏側
- ・ 湿気が多い場所にあるコンセント
例) 台所、洗面所、加湿器の近く、水槽の付近など水気が多い場所
- ・ 結露しやすい場所にあるコンセント
例) 窓まわり、北側外壁に接する部分などにあるコンセントエアコンなどの使用によって、結露しやすい場所

II. 接続不良によるその部分の発熱および発火

- ・ 接触部加熱
…接触部とは電線の接続点やスイッチの接続点のことで、主に端子部のことを指す。 端子部が接続不良や劣化（変質）による抵抗値の増加により発熱し、電気火災という事象につながる恐れがある。



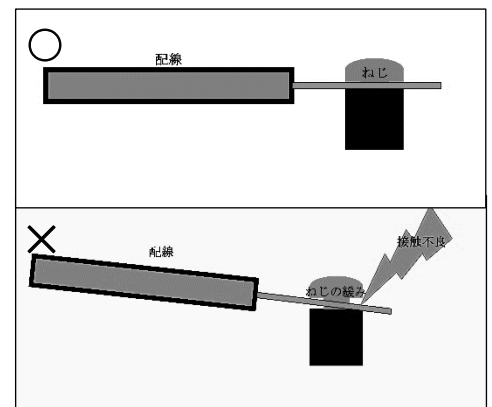
〈原因〉

①端子部の緩み

端子部分が緩んだ場合、接触部面積が不足し、温度が急激に上昇するため、この事象が発生すると考えられる。

②締め付け時のトルク不足

どのメーカーも施工説明書などに端子締め付け推奨トルク（ネジを締め付ける力）を掲載しているが、このトルク未満の場合、①と同様に接触面積不足の為、この事象が発生すると考えられる。

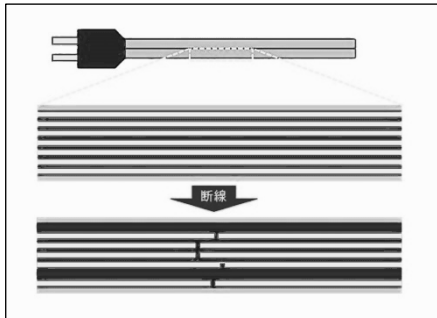


III. コードの破損による事象

コードが損傷していることにより起こる事象としては、半断線と短絡(ショート)がある。

・半断線

…コード内にある電線の一部が断線した状態を言う。半断線状態になると、電流の流れる通り道が少なくなっているのにも関わらず通常時と同じだけ電流が流れようとするため、発熱および発火が起きる恐れがある。



〈原因〉

以下のような、コードに負荷をかける行為

- ・電気コードを圧迫する。
- ・電気コードを引っ張って器具に巻きつける。
- ・プラグを持たずに電気コードを引く。

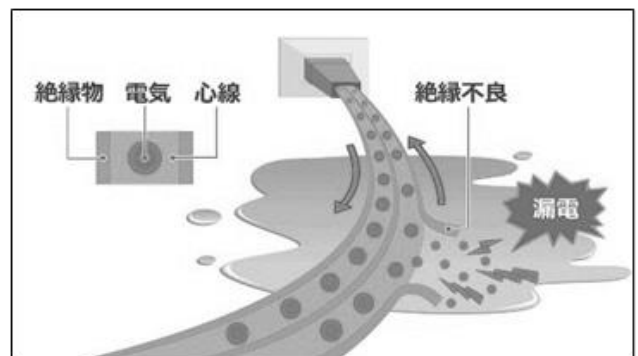
・短絡(ショート)

…コードの絶縁が剥がれて、はだかの銅線と銅線が接触する等により、決められた道順(回路)を通らずに極端に小さい抵抗に電流が流れ近道をすることで、大電流が流れる現象。

〈原因〉

・コードの劣化

- ・外部からの影響…折れ、傷つき等
- ・熱劣化…過電流などで配線の許容温度以上の高温状態が続き劣化する
- ・経年劣化…長年の使用で劣化



IV. 漏電

ケーブル内を流れる電気が、絶縁部分の劣化などで本来の回路をずれて漏れてしまう現象。防水性のない電気配線や電気製品に水がかかることでも起こる。

〈漏電による事故〉

- ・漏電火災

漏電箇所は高温になるため、近くに燃えやすいホコリや木くず、紙等があると、それらが発火し火災につながる可能性がある。また、漏電した箇所がスパークして火花が飛び、周囲の燃えやすいものに引火するケースもあるため注意が必要。

- ・感電

漏電している箇所や、漏電した電気が流れている箇所に触れると、体に電気が流れて感電してしまうことがある。重度の感電では大火傷や心肺停止、最悪死亡する可能性もあり非常に危険である。

〈原因〉

- ・コードの絶縁部分の経年劣化
- ・コードやプラグの損傷
- ・水濡れ、雨漏り(純水以外の水は電気を通しやすいため)
- ・たこ足配線等、コードの損傷につながる行為

V. たこ足配線

たこ足配線とは、電源タップや三角タップ等を使って1つのコンセントに多数の電気機器をつないでいる状態のこと。

〈たこ足配線の発火および出火原因〉

- ①定格電流を上回る

コンセントは同時に使用できる電流に制限(定格電流)があり、定格電流を超え(過電流)とコンセントや電源タップが発熱し、発火する恐れがある。

- ②トラッキング現象を引き起こす

たこ足配線は多くの電化製品の電源プラグが集まっているため、トラッキング現象が生じやすい側面がある。

- ③電源コードを束ねる

電源コードを束ねて使用すると、放熱が妨げられて電源コードが過熱する危険が高まる。たこ足配線では多くの電気機器の電源コードが集まっているため、電源コードを束ねて整理すると、熱がたまりやすくなり危険である。

④電源コードなどの劣化

過電流やトラッキング現象などにより、電源コードやプラグなどが発熱しやすい傾向がある。電源コードやプラグ等が熱により劣化すると、配線が直接結ばれてしまう「ショート」が生じ、発火するリスクがあるため注意が必要。

VI. 電気コードのコイル化

交流電源のコードを巻いたり束ねたりした状態で使用すると、その部分がコイルの状態になること。

〈発火および出火原因〉

①電気抵抗の発生

コイルの状態になると、電気抵抗（詳しくはインピーダンス「誘導性リアクタンス」という）を持つ。そのため、巻かれていないまっすぐの状態よりも余計に負荷が加わり、巻いている部分が過熱され、発煙・発火、そして火災に至る恐れがある。

②放熱の不十分

電気が流れるとコードは熱を持つが、束ねたり巻いたりすると、熱が放出されにくくなり、過熱が助長させる可能性がある。

VII. コードによる転倒

〈原因〉

床に這わせたコードに躓くことによる転倒

(4) 清掃ごみ処理について

【ごみ分別表】

	分別	具体例
6 分 別	可燃	紙皿、濡れた段ボール、木くず、ガムテープ（紙・布） 雑巾、生ごみ、残飯等
	不燃	プラスチック、ビニール、アルミ箔、養生テープ ビンの蓋、発泡スチロール、ラミネート等
	カン	アルミ缶、スチール缶
	ペットボトル	
	ビン	※割れているものは「割れた陶器・ガラス」として扱う ※中をよく洗う
	割り箸・串	
そ の 他 分 別	スプレー缶	スプレー缶、カセットコンロのボンベ ※必ず使い切ってから持ってくる。仮設ごみ集積所にある 穴あけ器を使用し、穴をあける
	その他の空き缶	塗料の空き缶、空の一斗缶、ペンキ缶 ※中身は使い切ってから持ってくる
	木材	ベニヤ板、角材（30cm以上）等 ※釘等は抜く
	段ボール	※ビニール紐等でまとめる ※濡れたもの・油で汚れたものは可燃へ
	古紙	新聞紙、雑誌等 ※ビニール紐等でまとめる ※濡れたもの・油で汚れたものは可燃へ
	廃油	※揚げ物の衣カス等が残らないよう、網等を取り除き、廃 油を一斗缶にいれる ※網は各団体で用意する ※一斗缶は大学祭実行委員会が用意する
	金属類	釘・針金類等の金属類、金属片等
	割れた陶器 ・ガラス	割れた陶器・ガラス類・ビン等

上記のごみを分別した上で、仮設ごみ集積所にお持ちください。上記以外のごみに関してはこちらで回収・処分できませんので持ち帰って処分してください。

【ごみ処理についての注意】

- ・各参加団体には6分別のごみ箱（提供時に串・割り箸等を必要としない場合は、それ以外の5分別）を用意していただきます。上記の分別表に沿って正しく分別を行って下さい。分別が不十分であると大学祭実行委員会が判断した場合、再分別していただきます。
- ・構内に設置される仮設ごみ箱は来場者用のごみ箱となっております。団体内で出たごみは捨てないでください。団体が仮設ごみ箱へごみを捨てていることが発覚した場合、処罰の対象になります。ご注意ください。
- ・団体内で出たごみは直接、仮設ごみ集積所（フロンティア研究棟駐車場）までお持ちください。そこで委員が分別のチェックを行います。
- ・仮設ごみ集積所にごみを持ってきた際に無断でごみを捨てないでください。必ず常駐している委員にお声がけいただき、その場でごみの内容を確認します。
- ・大学にもともと設置されているごみ箱は使用しないでください。大学祭期間中はごみが回収されないためごみ箱があふれる可能性があります。
- ・汁物等は絶対に排水溝やトイレ、流し場等に流さず、容器に詰める等して持ち帰ってください。流していることが発覚した場合は重大な処罰の対象になります。

(1) 各分別についての注意

【可燃・不燃】

- ・昨年度、可燃と不燃の不分別が目立ちました。**確実に分別してください**。
- ・残飯が液体を含む場合は液体を別容器にわけて持ち帰って処分していただくか、布等にしみこませて可燃ごみで出すようにお願いします。
- ・濡れた・油で汚れた段ボールとは段ボール全体がひたひたになるくらい濡れている状態であり、その場合は可燃ごみへ、それ以外の多少の湿りや汚れであれば、段ボールごみとして出すようにしてください。
- ・袋が破れている場合には必ず袋を二重にしてください。

【カン・ビン・ペットボトル】

- ・中身が残っていない状態で捨てるようにしてください。
- ・ビンに関しては中身を一度よく洗ってから捨てるようにしてください。

【スプレー缶】

- ・必ず中身を使い切ってから捨てるようにしてください。
- ・スプレー缶に穴をあける行為は仮設ごみ集積所で行っていただきます。穴あけ器は仮設ごみ集積所で貸し出します。大学祭実行委員会にお声がけください。
- ・穴をあけた後、缶ごみとして処分します。

【その他の空き缶】

- ・必ず中身を使い切ってから捨てるようにしてください。
- ・ペンキ等の塗料が余ってしまった場合には、紙や布等に吸わせるなどして使い切ってください。塗料缶は不燃ごみとして処分し、塗料を吸わせたものは可燃ごみに出してください。

【木材】

- ・辺の長さが30cm以上の木材は木材ごみとして出してください。それ以下の木片に関しては可燃ごみとして袋にまとめて出してください。この際、袋が非常に破れやすいので袋を二重以上にするをお勧めします。
- ・釘等は必ず抜いてください。抜かれていない場合、仮設ごみ集積所で釘抜きを貸し出し、その場で抜いていただきます。

【段ボール・古紙】

- ・濡れたもの・油で汚れたものは可燃ごみとして出してください。ただし濡れた・油で汚れたものとは全体がひたひたになるくらい濡れている状態であり、多少の湿りや油汚れ程度であればこちらの分別になります。
- ・必ずビニール紐等でまとめてから持ってきてください。まとめられていないものに関しては預かりかねます。
- ・養生テープやガムテープは必ずはがして捨てるてください。

【廃油】

- ・大学祭各日15:00以降にブロック代表団体に一斗缶と漏斗を配ります。ブロックごとにその一斗缶を回して廃油を入れて保管し、必ずその日の営業終了後にブロック代表団体が仮設ごみ集積所までお持ちください。
- ・揚げ物の衣カス等が入らないよう網等で取り除いてから一斗缶に廃油を移してください。
- ・一斗缶の中には一斗缶の容量の8割以上の廃油を絶対に入れないてください。
- ・一斗缶が足りなくなったら所属するブロック代表団体にその旨を伝え、ブロック代表団体が大学祭本部（学生ホール201）まで追加の一斗缶を取りに来てください。
- ・廃油が熱い状態のまま一斗缶に移すとやけどや漏斗が溶ける恐れがあるため、火を止めてから約45分以上放置し、冷ましてから一斗缶に移すてください。
- ・廃油を一斗缶に移す際には段ボールを敷いた上で行ってください。この際段ボールは必ず1.5m四方以上広げ、その中心で移すようにしてください。
- ・廃油を仮設ごみ集積所に運ぶ際には絶対にこぼさないように一斗缶の蓋をしっかりと閉め、慎重に運んでください。液だれにも注意してください。
- ・万が一廃油をこぼした際には必ず大学祭本部（学生ホール201）に報告し、速やかに清掃を行ってください。

【金属類・割れた陶器・ガラス】

- ・自身のおよび周囲のけががないよう気を付けて持ってきてください。

【仮設ごみ集積所で回収できないもの】

- ・電池
- ・大学祭に直接関係がないと判断されるもの
- ・その他上記分別表に記載されていないもの

(5) 駐車・駐輪規制について

【大学祭期間中の入構および駐車・駐輪について】

大学祭期間中は、模擬店・ステージの設置や緊急車両の通路確保等のため、通常使用している駐輪場・駐車場が使用できなくなります。徒歩や公共交通機関を利用してください。

大学祭期間中の車両の入退構は東門から行ってください。入退構の際は、東門に常駐している大学祭実行委員の指示に従ってください。バイクはスポーツ門を使用してください。車両・バイクともにその他の門は使用できません。

① 門の使用について

入構可	東門	大学祭期間中のすべての車両の入退構場所。常駐する大学祭実行委員の前で一旦停止し、『臨時入構許可証』を提示してください。 ※ <u>バイク入退構不可</u>
	スポーツ門 (体育棟方面)	バイク入退構場所
入構不可	北門	参加団体車両・参加団体委託業者車両は使用不可。
	生協裏中門	

② 駐車場の利用について

本年度は、構内の工事の関係により使用駐車場が限られるため、長時間の駐車ができません。駐車には大学近隣の有料駐車場をご利用ください。

荷物の 搬入出場所	情報処理施設北側 駐車場	「臨時入構許可証」を持つ参加団体車両・参加団体委託業者車両のみ、15分以内の荷物の搬入・搬出に使用可。 ※ <u>長時間の駐車は不可</u> 。
--------------	-----------------	---

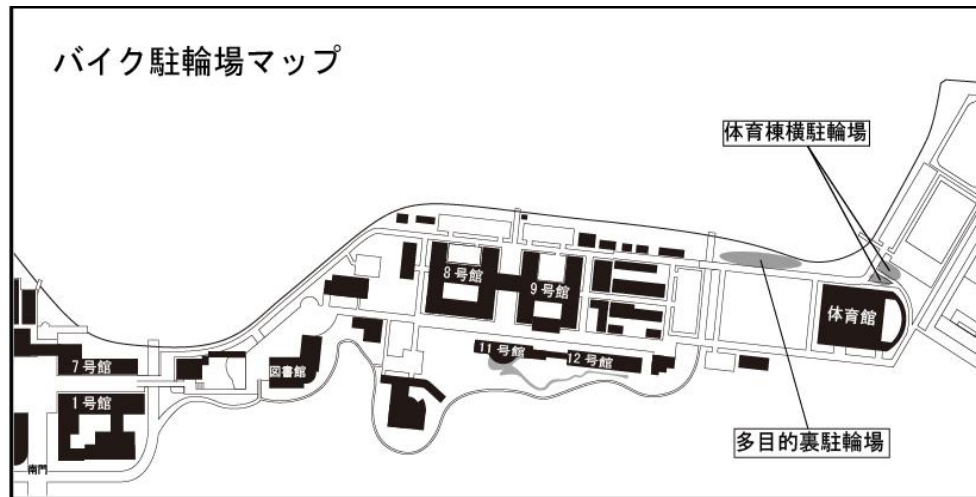
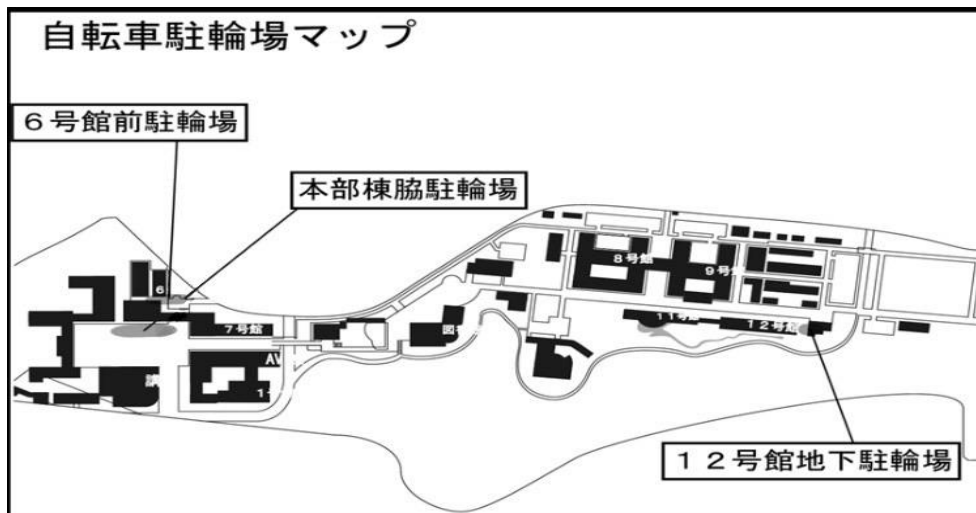
③ 路上駐車について

毎年、物品の搬入・搬出を路上で行う団体が見受けられます。近隣住民への迷惑となるため、絶対に行わないでください。路上駐車は禁止となっています。

④ 駐輪場の使用について

自転車駐輪場	1 2号館地下駐輪場
	6号館前駐輪場
	本部棟脇駐輪スペース
バイク駐輪場	体育館横駐輪場
	多目的裏駐輪場

※ 大学祭期間中は、上記以外の駐輪場を使用することはできません。



【自転車移動に関して】

大学祭開催にあたり、今年度も以下の通り自転車の撤去、移動を行います。該当する場所に自転車を駐輪している方は、事前の移動をお願いいたします。また、移動先の十分なスペースの確保のため、移動先となっている駐輪場に自転車を駐輪している場合は、自転車を事前に移動するようにお願いいたします。

日時：10月31日（木） 19:00～

撤去対象場所：インフォメーションギャラリー周辺、AV棟周辺、
1号橋周辺、学生ホール周辺、図書館前、11号館周辺、
12号館周辺、体育館前

移動先：1号館中庭奥駐輪場、6号館前駐輪場、12号館地下駐輪場

撤去対象自転車：該当場所に駐輪されているすべての自転車

撤去対象場所	移動先
インフォメーションギャラリー	6号館前駐輪場
AV棟周辺 学生ホール周辺 図書館前 1号橋周辺	1号館中庭奥駐輪場
11号館周辺 12号館周辺 体育館前	12号館地下駐輪場

※ 撤去先の詳細は後日インフォメーションギャラリーに掲示する看板やその他の情報宣伝活動にてお知らせします。

※ 事前の移動にご協力をお願いします。

(6) 臨時入構許可証について

【臨時入構許可証について】

① 臨時入構許可証申請について

- ・臨時入構許可証の申請は終了しました。大学祭期間中は臨時入構許可証を持っている団体の車両のみが入構可能となります。委託業者には入構当日までに業者に臨時入構許可証を渡し、注意事項を共有しておいてください。

② 臨時入構許可証の発行について

1, 臨時入構許可証の発行

- ・10月8日(火)の第4回参加準備会議にて臨時入構許可証を配布します。
- ・代表者は下記の3点をお持ちください。
 - ① 臨時入構許可証申請書団体控え
 - ② 預り金(各日1000円)封筒に入れ団体名を明記してください。
 - ③ 代表者本人の学生証

③ 入構の際の注意

- ・入構可能時間は各日8:30~20:30です。厳守してください。
- ・荷物の積み下ろしは情報処理施設北側駐車場で行ってください。1回の使用時間は15分間です。時間厳守をお願いします。
- ・申請した運転手の方は絶対に飲酒しないでください。
- ・完全退構時刻は20:30です。

④ 臨時入構許可証回収について

- ・臨時入構許可証は必ず各日、退構する際に東門に常駐する委員へ返却してください。
- ・その日中に再入構する場合は、返却しないでください。
- ・委託業者にも臨時入構許可証を退構の際に返却するようお伝えください。
- ・万が一、退構の際に返却しそびれてしまった場合や、車両を使用しなかった場合は、11月5日(火)の18:00までに、大学祭本部(学生ホール201)にて臨時入構許可証の返却を行ってください。後日代表者本人に預り金の返却を行います。その際は申請書の団体控えと学生証を持参してください。

3. 企画局より

【本部企画「Projection Mapping」について】

本部企画「Projection Mapping」を行うにあたり、以下のご協力をお願いします。

- ① 室内の光が投影の妨げとなる恐れがあるため、1号館中庭に面する107教室・109教室・208教室・209教室・220教室・230教室・240教室・308教室・309教室を使用する団体の皆様にはブラインドを閉めていただくこと、または窓に暗幕を設置することへのご協力をお願いします。
- ② プロジェクター使用により、準備時間および企画実施中の1号館2階220教室・230教室前の通行を禁止とします。
- ③ 1号館教室を使用する団体、および1号館前にて模擬店を出店する団体の皆様には、本企画実施に伴う音出しへのご了承をお願いします。また、本企画の音響の妨げとなる恐れがある団体の音出しには制限をお願いする可能性がございます。

詳細は決定次第、今後の参加準備会議およびメール等にてお知らせします。

ご理解・ご協力の程よろしくをお願いします。

4. 渉外局より

【放送宣伝の追加募集に関して】

6月に行われた第1回参加準備会議において、構内での企画放送宣伝に関する募集を行いました。放送枠にまだ余裕があることから、募集期間を延長し追加募集を行います。

【参加申請方法】

以下の内容をメールでお送りください。

宛先：mepo.shogai.announce☆gmail.com（大学祭実行委員会 渉外局放送担当）
（スパム防止のため、☆を@に変えてください。）
件名：放送の企画宣伝参加
添付：音源（1分以内でファイル形式は **MP3** をお願いします。）
本文：団体名、代表者名、連絡先（メール）、放送希望日を明記してください。

大学祭実行委員会で音源が「東京都立大学南大沢キャンパス大学祭運営規約 第1章 第3条」（注釈参考 p36）に準じているかどうかの判断と、放送日を決定します。

その後メールで決定事項（放送許可、許可日等）を通知し、以下掲載の料金を支払っていただいたのち、大学祭当日に放送いたします。

【募集期間】

第3回 みやこ祭参加準備会議終了後～9月30日（月）

【放送日】（予定）

1日目（11月2日（土））

2日目（11月3日（日・祝））

*2日間から選んでいただき（複数選択可）、1日ごとに音源を最低10回放送いたします。

*緊急時には安全確保のため放送内容を変更する可能性があります。

【料金】

500円／1日（最低10回）

*回収は第3回みやこ祭参加準備会議後から行う予定です。

*詳細は決まり次第メールにてご連絡します。

【注意事項】

- *参加団体の放送以外にも、迷子や安全喚起に関する緊急の放送や大学祭本部による放送も行います。そのため放送枠には限りがあり、現時点では事前に録音、提出いただいた音源のみの対応となります。また緊急放送の頻度によっては、音源を1日に10回以上放送できない可能性があります。予めご了承ください。
- *料金回収後は、いかなる理由があっても返金対応は致しかねます。予めご了承ください。なお、頂いた料金は大学祭の運営や放送器具の整備に使用します。

【注釈】

東京都立大学南大沢キャンパス大学祭運営規約

第1章 第3条

本会は、東京都立大学の大学祭「みやこ祭」を、本学の学術活動や学生活動の成果の外部への発信、そして新たな学生同士の交流の機会と位置付け、その実施にあたり本学と協働して学生による総合的な管理・統括を行うことを本会の目的とする。

放送宣伝に関する意見、質問は「団体名・代表者名・連絡先」を記載したうえで【参加申請方法】欄の渉外局放送担当メールまでご連絡ください。活気あるみやこ祭のために、多くの募集をお待ちしております。

5. 事務局より

◆第4回みやこ祭参加準備会議について

日時：10月8日（火）

開始時刻：18時30分（受付開始時刻：18時15分）

形態：対面（開催場所 南大沢文化会館2F 交流ホール）

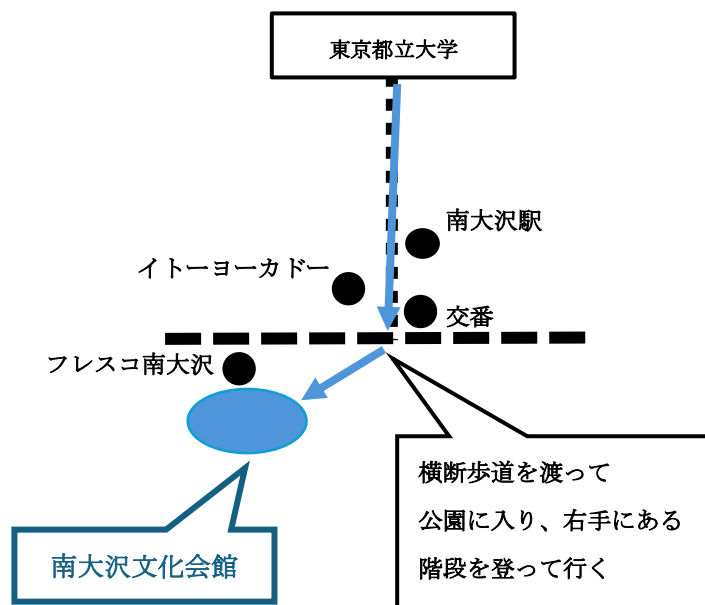
※代表者・副代表者の2名が出席必須です。

第4回みやこ祭参加準備会議では、代表者様・副代表者様の代理を立てることはできません。必ず本人がご出席ください。出席が難しい場合は10月17日（木）（形態：オンライン）にて対応させていただきますので、ご連絡をお願いいたします。

またこの会議は対面で行います。開催場所の詳細を下記に記載しますので会議当日前に場所をご確認いたしますようお願いいたします。

〈南大沢文化会館〉

〒192-0364 東京都八王子市南大沢2丁目27



交流ホールは南大沢文化会館の2Fとなります。

6. その他

◆今後の会議

〈大学祭総会〉

*第4回 大学祭総会

日時：1月16日（木） 開催予定時間 未定

形態：オンライン（Zoom）

上部団体に加盟している団体は、代表者1名の出席をお願いいたします。

〈みやこ祭参加準備会議〉

*第4回 みやこ祭参加準備会議

日時：10月8日（火） 18：30～

形態：対面（開催場所 南大沢文化会館2F 交流ホール）

※代表者・副代表者の2名が出席必須です。

*第20回みやこ祭 全体準備会議

日時：11月1日（金） 10：00～

形態：対面（開催場所 1号館 120教室）

※代表者もしくは副代表者1名と火気取扱責任者1名の出席が必須です。

*第20回みやこ祭 全体後片付け会議

日時：11月4日（月・振休） 10：00～

形態：対面（開催場所 1号館 120教室）

※代表者もしくは副代表者1名と火気取扱責任者1名の出席が必須です。

*報告会議

日時：12月12日（木） 開始時間未定

形態：対面（開催場所 未定）

※代表者1名が出席必須です。

【参加形態ごとの会議】

第20回みやこ祭への参加申請を行った団体は、該当する会議に代表者1名が必ず出席いただきますようお願いいたします。

<模擬店参加団体>

***第3回 模擬店設置会議**

日時：9月19日（木） 第3回 みやこ祭参加準備会議 終了後

形態：オンライン（Zoom）

***第4回 模擬店設置会議**

日時：10月14日（月・祝） 16：00～

形態：オンライン（Zoom）

※代表者もしくは副代表者の1名と火気取扱責任者1名の出席をお願いいたします。

<消防講習>

日時：10月26日（土） 13：30～

形態：対面（多目的運動場）

※火気使用団体は火気取扱責任者1名、火気不使用団体は代表者1名の出席をお願いいたします。

※ 会議の日時・場所は現時点での予定となりますのであらかじめご了承ください。詳細は決まり次第、大学祭実行委員会事務局からメール等にてお知らせいたします。

◆会議日程のお知らせについて

大学祭総会およびみやこ祭参加準備会議については、みやこ祭公式ホームページやみやこ祭公式Xによってお知らせし、大学祭総会においては看板による告知も行っております。ユーザー名は「@miyakomatsuri」となっていますので、フォローや日程のご確認をよろしくをお願いいたします。

【みやこ祭公式ホームページ】

URL：<http://miyakomatsuri.com>

（右のQRコードからも読み取れます。）



【みやこ祭公式X】

アカウント名：東京都立大学大学祭実行委員会めぼ

ユーザー名：@miyakomatsuri

URL：<https://twitter.com/miyakomatsuri>

（右のQRコードからも読み取れます。）



2024年度 第3回 みやこ祭参加準備会議 資料

発行 東京都立大学南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール206 大学祭実行委員会室

連絡先 mepo.jimu20th@gmail.com

(右の QR コードからも読み取れます)

HP <http://miyakomatsuri.com>



メール



HP